

機関名	小竹町及び小竹町教育委員会
任命権者	小竹町長・小竹町教育委員会
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
小竹町における障がい者雇用に関する課題	<p>小竹町においては、平成30年において、法定雇用率が未達成であったが、小竹町教育委員会との特例認定申請により、達成した。</p> <p>令和元年6月1日現在では、法定雇用率2.5%を満たしている。しかしながら、令和3年4月以降、地方自治体の法定雇用率は2.6%に引き上げとなる予定である。</p> <p>また、令和2年4月1日から施行された会計年度任用職員制度により、職員数は今後増える見込みであるため、計画期間の終期までに、引き続き法定雇用率の達成を目指すとともに、採用した障がい者である職員の活躍を計る必要がある。</p>
目標	
① 採用に関する目標	<p>障がい者である職員の実雇用率について、各年度において、当該年6月1日時点の法定雇用率以上を目標とする。</p> <p>（参考）令和元年6月1日時点の実雇用率：3.13%</p> <p><b>【評価方法】</b></p> <p>毎年の任免状況通報時、人事記録等を元に、特に前年度採用者の定着状況を把握し、進捗管理を行うものとする。</p>
② 定着に関する目標	<p>不本意な離職者を極力生じさせないことを目標とする</p> <p>※今後、障がい者である職員の定着状況データを把握予定。</p>
③ ワークエンゲージメントに関する目標	<p>前年度を上回る。</p> <p>※計画初年度は目標を設定せず、実態に関するデータを収集する。</p> <p><b>【評価方法】</b></p> <p>毎年8月に行うストレスチェックの中の該当項目で把握・進捗管理を行うものとする。</p>
取組内容	
① 障がい者の活躍を推進する体制整備	<p>○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。</p> <p>○組織内の人的サポート体制（障害者雇用推進者、人事担当）を整備するとともに、組織外の関係機関と連携体制を構築し、役割分担及び各種相談先を整理し、関係者間において情報を共有する。</p> <p>○役割分担及び各種相談先については、人事異動等に変更が生じるため、定期的に更新を行う。</p>
② 障がい者の活躍の基本と	<p>○身体障がい者等により従来の業務遂行が困難となった障がい者から相談があった場合には、労働局に相談しつつ、障がいの程度に応</p>

なる職務の選定・選出	じ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
③ 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<p>○相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>○措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつ、過度な負担にならない範囲で適切に実施する。</p> <p>○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。</li> <li>・自力で通勤できることとといった条件を設定する。</li> <li>・介助者なしで業務遂行が可能とといった条件を設定する。</li> <li>・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。</li> <li>・特定の就労支援機関からの受入れを実施する。</li> </ul>
③ その他	<p>○各関係法律等に基づき、障がい者の活躍の場を拡大できるよう、適切な支援、配慮に努める。</p> <p>○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく、障害者就労施設等への発注を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。</p>